

災害に関する町税等の減免について（平成28年 8 月台風被害）

この度の豪雨災害及び高波被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

町の税金等につきまして、被害の割合に応じて、申請により猶予・減免等が受けられることがあります。その要件についてお知らせします。

【納税の猶予】

財産が災害を受けた場合で、一時的に納税ができないと認められるときは、その申請により一定期間の納税が猶予されることがあります。開庁時間内であればいつでも納税相談は受け付けています。

【町税等の減免】

平成28年度分で、災害を受けた日以後に納期が到来するものは、申請により、その税額が軽減、または免除されることがあります。それぞれ、条件がありますので、申請があっても軽減、免除の対象とならない場合があります。

税 目	概 要																	
町民税	<p>●災害により所有する住宅又は家財に被害を受け、その損害（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）があり、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、次表のとおり軽減又は免除されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害割合</th> <th>前年中の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10分の3以上</td> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>8分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10分の5以上</td> <td>500万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	損害割合	前年中の合計所得金額	減免割合	10分の3以上	500万円以下	2分の1	750万円以下	4分の1	750万円超	8分の1	10分の5以上	500万円以下	全部	750万円以下	2分の1	750万円超	4分の1
	損害割合	前年中の合計所得金額	減免割合															
10分の3以上	500万円以下	2分の1																
	750万円以下	4分の1																
	750万円超	8分の1																
10分の5以上	500万円以下	全部																
	750万円以下	2分の1																
	750万円超	4分の1																
<p>●災害により、農作物に被害を受け、減収による損失（共済金等補てんされる金額は除く）が平年の10分の3以上で、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方（農業以外の所得が400万円を超える方は除く）に対し、農業所得に係る所得割額を次表のとおり軽減又は免除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中の合計所得金額</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損失を確定させるためには平成28年中の所得が必要ですので年明けの申請となります。 いずれの場合も道民税についても同じ割合で減免されます。</p>	前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	750万円超	10分の2						
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合																	
300万円以下	全部																	
400万円以下	10分の8																	
550万円以下	10分の6																	
750万円以下	10分の4																	
750万円超	10分の2																	

税 目	概 要																				
固定資産税	<p>●災害により、固定資産が被災し、その損害が10分の2以上のときに対し、次表のとおり軽減又は免除されます。</p> <p>(1)農地又は宅地等 ※冠水や、多少の土砂流入などは対象となりません。</p> <table border="1"> <tr> <td>損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)</td> <td>軽減又は免除の割合</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </table> <p>(2)家屋・償却資産 ※床下浸水、軽度の床上浸水は20%以上とならないため対象になりません。</p> <table border="1"> <tr> <td>損害の程度</td> <td>軽減又は免除の割合</td> </tr> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめていないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </table>	損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)	軽減又は免除の割合	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4	損害の程度	軽減又は免除の割合	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめていないとき又は復旧不能のとき	全部	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
	損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)	軽減又は免除の割合																			
	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部																			
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8																			
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6																			
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4																			
	損害の程度	軽減又は免除の割合																			
	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめていないとき又は復旧不能のとき	全部																			
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8																			
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6																			
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																				
国民健康保険税	<p>●減免条件、減免基準及び減免割合は町民税と同じです。</p> <p>ただし、世帯のうち国民健康保険加入者(擬制世帯主を含む)が被害を受けた場合のみ対象となり、損害額や所得額については加入者全員分を合わせて判断します。</p>																				
介護保険料	<p>●減免条件、減免基準および減免割合は町民税と同じです。</p> <p>生計維持者等(第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者)の災害による損害金額及び合計所得金額により判断します。</p>																				
後期高齢者医療保険料	<p>●減免条件、基準については「北海道後期高齢者医療広域連合」より詳細のお知らせがあります。</p>																				

【雑損控除】

来年の町民税(所得税)申告において、日常生活の上で必要な住宅、家具、衣類、現金などの資産について損害が生じた場合(宅地への土砂流入含む)、災害関連の支出をした費用が所得から雑損控除として控除される場合があります。(手続きには支出した費用の領収書や被災証明書が必要です。)

雑損控除額の計算

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」(A)の金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多いほうの金額

- ① Aの金額－(総所得金額の合計額×10%)
- ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

町税等の減免に関して詳しくは下記までお問い合わせください。

納税相談については・・・日高町役場税務課 納税グループ (電話 01456-2-6184)

町民税、固定資産税、国民健康保険税については

・・・日高町役場 税務課 課税グループ (電話 01456-2-6184)

介護保険料、後期高齢者医療保険料については

・・・日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ (電話 01456-2-6561)